

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年三月二日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に、「附則」を「第四章 雑則(第三十六条)」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条第五項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二十三条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十四条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十四条の次に次の一条及び一章を加える。

（虐待の防止）

第三十五条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号

に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第三十六条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第二条中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十条中「第三十四条」を「第三十五条」に、「附則第九条」を「第九条」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
い。

第八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項
 第九条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十七条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十二條第二項中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二十四條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四條に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四條の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十五條第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十條第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第三十条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(電磁的記録等)

第三十二条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「附則」を「第六章 雑則（第五十
附則

四条）

に改める。

一

第三条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第九条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が

得られるよう連携に努めなければならない。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十四条第二項中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十二条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二章中第三十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第三十四条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

第三十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十六条第四項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ニ)後段を削る。

第三十七条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第四十一条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十一条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十三条中「第二十四条まで」の下に、「第二十五条の二」を加え、「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第四十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十六条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十八条第一項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、「協議会（」の下に「テレビ電話装置等を活用して行うもの（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得たものに限る。）を含む。」を加える。

第四十九条中「及び第三十二条」を、「第三十二条及び第三十二条の二」に、「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第五十一条第四項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ニ)後段を削る。

第五十三条中「第二十四条まで」の下に「、第二十五条の二」を、「、第三十二条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

（電磁的記録等）

第五十四条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十六章 雑則（第二百七十七条）

附則

」に改める。

第四条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第八十条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十三条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第六十三条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「第三十八条第五項及び第六項を除く。」を加え、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第七十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十九条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第八十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十九条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」及び「ものとする」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、

居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げるところによる。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第一百七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百十一条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならぬ。
い。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外
の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十三条前段中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を「第三十八条、第四十条の二」に改め、同条後段中「第三十四条中「第三十条」を「第三十四条第一項中「第三十条」に、「第二十八条及び第三十四条」を「第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第百十五条前段中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を「第三十八条、第四十条の二」に改め、同条後段中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」を加え、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」とを削り、「及び第百八条第三項」を、「第百八条第三項及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百三十五条前段中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十九

条」を「第四十条の二」に改め、同条後段中「第三十四条中「第三十条」を「第三十四条第一項中「第三十条」に、「第二十八条及び第三十四条」を「第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第四百十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百四十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第四百四十六条前段中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、同条後段中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第四百四十八条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「一」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち、一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第五百十一条第一項第二号イ及びロ中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「という。）」を削る。

第六百六十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百六十八条前段中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九条第二項を除く。)」を加え、同条後段中「第三十四条」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十四条第一項」に、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八百八条第三項」を「第八百八条第三項及び第四項並びに第一百一十一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第七百七十一条第一項第二号イ及びロ中「第一百十条」を「第一百十条第一項」に改め、同条第六項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しななければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削る。

第七百七十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百七十九条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七百七十九条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第八百八十一条の三前段中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九条第二項を除く。)」を加え、同条後段中「第三十四条中「第三十条」とあるのは「第六百六十四条」と、」を「第三十二条の二第二項中」に、「第八百八条第三項」を「第三十四条第一項中「第三十条」とあるのは「第六百六十四条」と、同項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第八百八条第三項及び第四項並びに第一百一十一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第八百八十三条第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「一」に改める。

第八百八十八条前段中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を加え、「第三十

八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）」を加え、同条後段中「第三十四条」を「第三十二条の第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の第二一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十四条第一項」に、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三百八条第三項」を「第三百八条第三項及び第四項並びに第一百一十一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第二百一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四条前段中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、同条後段中「第三十四条」を「第三十二条の第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十四条第一項」に、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三百八条第三項」を「第三百八条第三項及び第四項」に、「第三百五十二条第一項」を「第三百四十四条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三百五十二条第一項」に改める。

第二百十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十八条第一項第一号及び第二項第一号中「一人」を「二」に改める。

第二百二十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二百三十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十三条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十七条前段中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第四十一条」を「から第四十一条まで」に改め、同条後段中「第三十四条」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十四条第一項」に改め、「、訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」とを削り、「読み替える」を「、第一百一十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第二百四十条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号中「一人」を「一」に改める。

第二百四十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十八条前段中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第四十一条」を「から第四十一条まで」に改め、同条後段中「第三十四条」を「第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項」に改め、「の従業者」の下に「」と、第一百一十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」を加える。

第二百五十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二百六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十三条中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百五十七条」と、「の下に」同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」の下に「と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第二百六十五条中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を加え、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百五十七条」と、「の下に」同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を、「の利用」の下に「と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第二百七十六条中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百五十七条」と、「の下に」同項、第三十二条の二第二項、第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」の下に「と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加え、「第二百六十一条第二項」を「第二百六十一条第三項」に改める。

第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 雑則

(電磁的記録等)

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百零三条、第一百五十五条、第三百三十五条、第四百六十六条、第六百六十八条(第八百八十一条において準用する場合を含む。)、第八百八十一条の三、第八百八十八条、第二百四十二条(第二百六十六条において準用する場合を含む。))及び第二百四十一条、第二百六十三条、第二百六十五条及び前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第十六条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)
第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

「第十六章 雑則(第二百六十七条)
目次中「附則」を
附則
」に改める。

第四条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第五十五条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十五条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に對し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第五十五条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十五条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十五条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十五条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第六十三条中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第七十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体

制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第八十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「第六十九条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改め、「設備及び備品等」の下に「と、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」を加える。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十四条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「第六十九条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改め、「設備及び備品等」の下に「と、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」を加える。

第九十六条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行

わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第九十六条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げるところによる。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するように、妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第二百一十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百一十一条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百一十一条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一十一条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当

たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百二十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第二百二十四条前段中「第五十二条の三」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、同条後段中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第三百三十条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「一」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち、一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第三百三十三条第一項第二号イ及びロ中「第二百二十一条の四」を「第二百二十一条の四第一項」に改める。

第三百三十九条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百四十条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む

む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第四百四十三条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「（第五十五条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第五百四十四条第一項第二号イ及びロ中「第二百二十一条の四」を「第二百二十一条の四第一項」に改め、同条第六項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削る。

第五百七十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百五十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百六十五条の三中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「（第五十五条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十五条の

四中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、「第五十五条の二の二第二項中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、同項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に、「及び第三百三十八条」を「、第三百三十八条並びに第四百十条の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第六百六十七条第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「二」に改める。

第六百七十二条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十五条の九から第五十五条の十一まで」を「第五十五条の十一まで（第五十五条の八第五項及び第六項並びに第五十五条の九第二項を除く。）」に、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第六百七十二条において準用する第三百三十九条」と、「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第六百七十二条において準用する第三百三十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第六百七十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百八十二条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「（第五十五条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第六百七十九条」と、「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第六百七十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項並びに第二百二十二条第二項第一号及び第三号」に改める。

第六百九十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百九十五条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十二条第三項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二百十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百八条中「第五十四条まで」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「、第五十五条の十一」を「から第五十五条の十一まで」に、「及び第五十五条の四」を「、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号」に、「同条」を「第五十五条の四第一項」に改め、「第二百十三条」の下に「」と、第四百十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」を加える。

第二百三十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十五条前段中「第五十四条まで」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「、第五十五条の十一」を「から第五十五条の十一まで」に改め、同条後段中「第五十三条」を「第五十三条、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及

び第三号」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第二百十條第二項」を「第四百十條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百十條第二項」に改める。

第二百四十三條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十六條に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第二百四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十九條中「第五十四条」の下に、「第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十三條」と、「」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」の下に「」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第二百五十四條中「第五十四条」の下に、「第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十五条の九から」を削り、「第五十五条の十一まで」の下に「（第五十五条の八第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十三條」と、「」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を、「の利用」の下に「」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリ

テーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第二百六十三条中「第五十四条」の下に、「第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」を、「同項、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百四十三条第四号及び第二百四十七条第二項」を「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十三条第四号及び第二百四十七条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 雑則

(電磁的記録等)

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第五十一条の五第一項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百三十三条(第六百六十条において準用する場合を含む。)、第六百六十五条の三、第六百七十二条、第六百八十二条(第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)及び第二百十条第一項(第二百三十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第十六条から第十八条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

「第八章 雑則(第五十六条)
目次中「附則」を
「第八章 雑則(第五十六条)
に改める。」

附則

「

に改める。」

第四条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十二條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十二條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九條中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十條に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される

ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十一条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十五条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第一項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削る。

第四十八条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第五十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十八条まで」の下に「第三十条の二」を加え、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第十条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第六条から第八条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

「第六章 雑則（第五十六条）
目次中「附則」を
附則
」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床数が百床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第三項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床数が百床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第六項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第七項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四条第八項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第十七条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十九条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十二条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置

を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削り、同条第四項中「第七条第三号」を「第六条第三号」に改める。

第四十五条第二項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削り、同条第四項中「第九条」を「第八条」に、「第七条第三号」を「第六条第三号」に改める。

第四十六条第二項第一号イ(ロ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削る。

第四十八条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加え、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第十一条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第十二条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床数が百床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

附則第十四条及び第十五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第六章 雑則（第五十五条）
附則」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四条第六項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「医師、」を削り、同項第四号を削り、同条第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第六条第一項第一号ロ(イ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(ロ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業

務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要

な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号ロ(イ)及びロ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十条第一項(前条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うこと

が規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第三条から第五条までの規定並びに附則第七条及び第九条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）
第九条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年千葉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十五条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項中「医師、看護師、」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（以下の項において「Ⅰ型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（以下この項において「Ⅱ型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上

二 准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上（看護師を置く場合にあつては、当該算定した数から常勤換算方法により換算した看護師の数を減じた数以上）

第四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四条第五項ただし書中「次項に規定する」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第二号、第四号、第五号及び第七号並びに前項」を「第三号、第四号及び第六号」に改め、「医師、」を削り、同項第一号中「医療機関が病院の場合にあつては当該」及び「併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により」を削

り、同項を同条第六項とする。

第五条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第三項ただし書中「場合は」を「場合は」に改める。

第六条第一項第一号ロ(イ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(ロ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「を準用する」を「の例による」に改める。

第十二条第五項中「看護職員」の下に「(看護師又は准看護師をいう。第五十二条において同じ。)」を加える。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当地域を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針

の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第三項中「を準用する」を「の例による」に改め、同項第一号中「第五条第二項第二号ロ」を「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第五条第二項第二号ロ」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第四十条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果につ

いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条中「、第三章及び前章」を「及び前二章」に改める。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同条第三項中「前項第四号及び第五号」を「前項第二号」に改め、同条第四項第一号ロ(イ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(ロ)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「を準用する」を「の例による」に改める。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十条第一項(前条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第二条を削る。

附則第三条中「療養病床等を」を「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。))を」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条及び第七条を削る。

附則第八条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第九条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第十条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号口及び第四十五条第二項第二号口の規定にかかわらず、

新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則第十一条中「前九条」を「附則第二条から前条まで」に改め、同条を附則第九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第三条第四項及び第三十五条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第四項、第二条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第三条第四項及び第三十一条、第三条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第四十条の二（新居宅サービス等基準条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百零三条、第一百五十五条、第一百三十五条、第一百六十八条（新居宅サービス等基準条例第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十一条の四、第一百零四条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第五十五条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第一百二十四条、第一百四十三条（新介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場合

を含む。）、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条（新介護予防サービス等基準条例第九十七条において準用する場合を含む。）、第二百十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）、第四条第四項、第四十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、第七条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）、第三条第四項、第三十九条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項、第八条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）、第三条第四項、第四条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項並びに第九条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）、第三条第四項、第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第八条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第八条、新特別養護老人ホーム基準条例第八条（新特別養護老人ホーム基準条例第四十九条において準用する場合を含む。）及び第三十五条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十条（新居宅サービス等基準条例第四十二条の三及び第四十七条において準用する場合を含む。）、第五十七条（新居宅サービス等基準条例第六十三条において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十七条、第九十六条、第一百七七条（新居宅サービス等基準条例第一百五十五条及び第三十五条において準用する場合を含む。）、第四百三十三條、第六十四条（新居宅サービス等基準条例第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十八條、第二百一條、第二百三十三條、第二百三十二條、第二百四十五條及び第二百五十七條（新居宅サービス等基準条例第二百六十五條及び第二百七十六條において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十五条（新介護予防サービス等基準条例第六十三條において準用する場合を含む。）、第七十三條、第八十三條、第九十二條、第二百一十一條、第三百九十九條（新介護予防サービス等基準条例第六十五條の三及び第七十二條において準用する場合を含む。）、

む。）、第二百五十七条、第七十九条、第九十四条、第二百三条、第二百二十二条及び第二百四十三条（新介護予防サービス等基準条例第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九条及び第五十二条、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十八条及び第五十二条、新介護老人保健施設基準条例第二十九条及び第五十一条並びに新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「、次の」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めておくよう努めるとともに、次の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3

施行日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十五条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新居宅サービス等基準条例第三十二条の二（新居宅サービス等基準条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百三条、第一百五条、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百六十八条（新居宅サービス等基準条例第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十一条、第二百四十一条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新介護予防サービス等基準条例第五十五条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百三十三条（新介護予防サービス等基準条例第六十六条において準用する場合を含む。）、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条（新介護予防サービス等基準条例第九十七条において準用する場合を含む。）、第二百十八條、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び新介護医療院基準条例第三十条の二（新介護医療院基準条例第五十

四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条の二第一項、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十五条の二第一項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二第一項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二第一項、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二第一項及び新介護医療院基準条例第三十条の二第二項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条の二第二項、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二第二項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十五条の二第二項、新居宅サービス等基準条例第三十二条の二第二項、新介護予防サービス等基準条例第五十五条の二の二第二項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二第二項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二第二項、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二第二項及び新介護医療院基準条例第三十条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条の二第三項、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十五条の二第三項、新居宅サービス等基準条例第三十二条の二第三項、新介護予防サービス等基準条例第五十五条の二の二第三項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二第三項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二第三項、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二第三項及び新介護医療院基準条例第三十条の二第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準条例第三十三条第三項（新居宅サービス等基準条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。）、第一百一十一条第二項（新居宅サービス等基準条例第一百五十五条、第一百三十五条、第六十八条（新居宅サービス等基準条例第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十八条、第二百三十七条及び第二百四十八条において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第二項（新居宅サービス等基準条例第二百四十四条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百六十六条第六項（新居宅サービス等基準条例第二百六十五条において準用する場合を含む。）並びに新介護予防サービス等基準条例第五十五条の三第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第二項

(新介護予防サービス等基準条例第八十二条(新介護予防サービス等基準条例第九十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第四百四十条の二第二項(新介護予防サービス等基準条例第六十条、第六十五条の三、第七十二条、第二百八十八条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。)、及び第二百四十六条第六項(新介護予防サービス等基準条例第二百五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条第三項(新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十五条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十九条において準用する場合を含む。)、及び第四十一条第四項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十三条において準用する場合を含む。)、新居宅サービス等基準条例第五十七条の二第三項(新居宅サービス等基準条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十八条第三項(新居宅サービス等基準条例第一百五十五条、第三百三十五条、第四百六十六条、第六百六十八条、第八百八十一条の三、第八百八十八条及び第二百四条において準用する場合を含む。)、第七百七十九条第四項、第二百四十四条第四項及び第二百三十三条第四項(新居宅サービス等基準条例第二百四十八条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第五十五条の二第三項(新介護予防サービス等基準条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第二百一十一条の二第三項(新介護予防サービス等基準条例第四百四十三条、第六百六十五条の三、第七百七十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第五百五十八条第四項、第九百九十五条第四項及び第二百四十四条第四項(新介護予防サービス等基準条例第二百三十五条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第一項第一号イ(ロ)の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ及び第五十三条第二項に規定する基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置

条第二項第一号

イ(ロ)

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室であつて、第三条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十六条第四項第一号イ(ニ)後段若しくは第五十一条第四項第一号イ(ニ)後段、第四条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十一条第六項第一号イ(ハ)後段、第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第五十四条第六項第一号イ(ハ)後段、第六条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十六条第一項第一号イ(ハ)後段又は第七条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十四条第二項第一号イ(ハ)後段、第四十五条第二項第一号イ(ハ)後段若しくは第四十六条第二項第一号イ(ハ)後段の規定の要件を満たしているものに係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

9 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第二十条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。））、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。））、新介護老人保健施設基準条例第二十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

10 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。））、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十条の三（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。））、新介護老人保健施設基準条例第二十条の三（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。））及び新介護医療院基準条例第二十条の三（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

11 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第三十四

条第一項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準用する場合を含む。）、新
養護老人ホーム基準条例第三十条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条第
一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において
準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条第一項（新指定
介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新指定介護療
養型医療施設基準条例第三十九条第一項（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五
条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項（新
介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療
院基準条例第四十条第一項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を
含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に掲げる措置を講じなけ
ればならない」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるものとする
とともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする」とする。

12 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十七条第
二項（第三号に係る部分に限る。）（新軽費老人ホーム基準条例附則第十条において準
用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十五条第二項（第三号に係る部
分に限る。）、新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条第二項（第三号に係る部分に
限る。）（新特別養護老人ホーム基準条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条にお
いて準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十三条第二項（第
三号に係る部分に限る。）（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用
する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十二条第二項（第三号に
係る部分に限る。）（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用す
る場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項（第三号に係る部分
に限る。）（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及
び新介護医療院基準条例第三十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）（新介護医療
院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人
ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定介護療養
型医療施設、介護老人保健施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症
及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するものとする。ととも
に、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものと
する。

議案第八十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年三月二日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。同条第二項において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(非常災害対策)

第七条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条第四項、第三十七条第三項及び第五十八条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に、「個人」を「個人心理療法」に改める。

第六十八条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「乳幼児」を「児童」に改め、「少年おおむね五人につき一以上」を削り、同条第十五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に、「個人」を「個人心理療法」に改める。

第八十二条第一項中「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年

法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰^{かくたん}吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰^{かくたん}吸引等業務を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 看護職員

第八十二条第二項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ」に改め、同条第六項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員」に改める。

第九十二条第三項及び第百条第四項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に、「個人」を「個人心理療法」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「児童指導員、」を「児童指導員又は」に改め、「又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))及び「又は障害福祉サービス経験者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行

う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第六条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第七十三条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引

等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰^{かくたん}吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に、「従業者を」を「従業者（第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。
第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、

利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画に於いて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

41 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

42 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

44 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

46 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - 三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第五十六条第一項第一号中「児童指導員、」を「児童指導員又は」に改め、「又は障害福祉サービス経験者」を削り、同条第三項を削る。

第五十九条及び第七十一条後段中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第七十三条第一項第一号中「児童指導員、」を「児童指導員又は」に改め、「又は障害福祉サービス経験者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十九条第一項第一号中「児童指導員、」を「児童指導員又は」に改め、「又は障害福祉サービス経験者」を削り、同条第三項を削る。

第八十一条の九中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第八十九条前段中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加え、同条後段中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第九十条第一項中「、第二項及び第四項、第七条」を「から第三項まで及び第五項、第七条（第三項及び第六項を除く。）」に、「第七十三条第一項、第二項及び第四項」を「第七十三条第一項から第三項まで及び第五項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項前段」を「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項」に、「同項後段中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項」を「同条第三項及び第五項」に、「第七条第一項各号列記以外の部分」を「第七条第一項」に、「第三項各号列記以外の部分」を「第四項各号列記以外の部分」に、「同条第四項各号列記以外の部分」を「同条第五項各号列記以外の部分」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項本文」を「同条第八項本文」に改め、「あり、」の下に「並びに同項第三号」を加え、「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項前段」を「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項」に、「同項後段中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項」を「同条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第六条第五項及び第七十三条第五項」を「第六条第六項及び第七十三条第六項」に改める。

附則第二項中「第三項第一号の」を「第四項第一号の」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ(イ)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(ロ)中「である乳児又は幼児（同条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」及び「及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を削り、「合計数に」を「数に」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第十八条第三項第一号中「第二十四条の三第九項」を「第二十四条の三第八項」に改める。

第二十二条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第三十五条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期

の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十八条後段中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十五条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十六条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十一条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次

の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第四十九条中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十七条第二項第四号中「第七十五条第二項」を「次条において準用する第三十六条の二第二項」に改める。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条（第二項を除く。）まで」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第百九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第九十四条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を「、第七十六条及び第七十七条」に、「中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号

及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

第九十五条の五中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第一百十条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第一百十条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第二百三十三条中「第三十五条」を「第三十四条（第一項及び第二項を除く。）」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第四百四十九条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「第七十五条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第四百四十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第五百十八条第二項第四号中「第七十五条第二項」を「第三十六条の二第二項」に改める。

第五百九十九条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第五百九十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第六百六十三条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六百六十四条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第七百七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第九百九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九百九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七百七十二条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「第七百七十五条第二項」とあるのは「第七百七十二条において準用する第七百七十五条第二項」

と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第八十三条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十五条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「中「第七十五条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十四条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十四条の十二及び第九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六

条まで、第三十七条から」を加える。

第九十六号第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第二百一条の四第四項及び第五項中「日中サービスマイル支援助型指定共同生活援助の」を「日中サービスマイル支援助型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条の十一前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第二百一条の十四第三項中「外部サービスマイル支援助型指定共同生活援助の」を「外部サービスマイル支援助型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条の二十一に次の一項を加える。

5 外部サービスマイル支援助型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービスマイル支援助型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の二十二前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段中「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の二十二において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号まで」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第二百二条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第二百十条第一項前段中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第六十一条」を「第六十二条」に改め、「第七十二条まで」の下に「第七十六条」を、「第八十三条」の下に「第八十八条から第九十条まで」を加え、「第九十四条」を「第九十二条から第九十四条まで」に改め、同項後段中「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号まで」に改め、「第二百十条第一項」の下に「と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」を加え、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する前条」を「第二百十条第一項において準用する前条」に改め、同条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」を削り、「から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条第一項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、「及び第八十八条第四項」及び「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第三項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）の」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」及び「第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、

第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第九条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第二章第三十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定

就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
 第四十八条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第五十条前段、第五十五条前段及び第六十条前段中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条前段中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一条の三 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第七十二条の三の規定により厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
 い。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条前段及び第八十七条前段中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め

る。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第四条中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第四号中ニを削り、ホをニとする。

第七条第一項中「及びニ並びに」を「並びに」に改め、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

第二十七条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四十七条の二 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に行なうとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第五十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に行なうとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行なうこと。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条第一項第五号中ニを削り、ホをニとする。

第十二条第一項中「及びニ並びに」を「並びに」に改め、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

第十九条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指

定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならぬ。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第四十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十六条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十四条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相

当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十五条の二 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十六条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十八条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十八条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年千葉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年千葉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第九条第一項及び第二項の改正規定並びに第十条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第四条第四項及び第四十六条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第四条第四項及び第四十三条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第四十一条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百三条、第四十九条、第四十九條の四、第五十九条、第五十九條の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四條の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。）第四条第三項及び第五十九条の二、第七条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第三条第三項及び第四十六条、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第三条第四項及び第二十条並びに第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第三条第四項及び第十八条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十九条の二（新指定通所支援基準条例第十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「新指定入所施設基準条例第三十六条の二（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百一十三条、第四百四十九条、第四百四十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十条の四、第九十条の五、第九十条の六、第九十条の七、第九十条の八、第九十条の九、第九十条の十、第九十条の十一、第九十条の十二、第九十条の十三、第九十条の十四、第九十条の十五、第九十条の十六、第九十条の十七、第九十条の十八、第九十条の十九、第九十条の二十、第九十条の二十一、第九十条の二十二並びに第九十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二の規定の適用については、新設備運営基準条例第十三条の二第一項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第一項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第一項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第一項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第一項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第一項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第一項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第一項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第二項、新指定通所支援基準条例第

三十九条の二第二項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第二項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第二項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第二項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第二項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第二項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第三項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第三項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第三項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第三項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第三項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第三項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第三項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新設備運営基準条例第十四条第三項、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百二十三条、第九十九条の十二並びに第九十九条の二十において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第九十二条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十条の四、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二及び第二百一条第一項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第五十条第二項、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十六条第二項並びに新福祉ホーム基準条例第十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、

第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十六条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百二十三条、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第二百一一条、第二百一一条の十一、第二百一一条の二十二並びに第二百一十条第一項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第五十三条第三項及び新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧設備運営基準条例」という。）第六十七条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十八条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十八条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十八条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十二条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十二条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第十一項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六条第三項及び第七項

- の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員の数を除く。）」とする。
- 11 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第五十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 13 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第五十六条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 14 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十三条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第七十三条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員の数を除く。）」とする。
- 16 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十九条第一項に規定する基準該

当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業者を行う者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十九条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

17 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十九条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

18 この条例の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧指定入所施設基準条例」という。）第五条第一項第三号イ(イ)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(イ)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

19 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(ロ)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(ロ)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。